

## ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

内部・精神・知的・発達などの障害のある方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方の意思表示を支援するため、ヘルプマークやヘルプカードを配付します。

**窓口** **問合せ** 障害福祉課(給付係) TEL 232-9173  
市役所1階



ヘルプマーク



ヘルプカード

## ひとり親家庭への支援

## ひとり親家庭への手当・助成

## 児童扶養手当

離婚や死亡などにより、父または母と生計をともしない児童の母または父、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対して支給しています。(所得制限があります。)

**期間** 18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童  
※心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満までとなります。

**対象者** 離婚や死亡のほか、父または母が一定の障害の状態にある児童、婚姻によらないで生まれた児童、父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童なども対象となります。

**支給額** 受給者の所得額、扶養親族数、児童数などにより算定されます。

**支給月** 5月、7月、9月、11月、1月、3月のそれぞれ11日  
※支給日が土・日・祝日と重なる場合は直前の金融機関営業日に支給します。

☆対象や支給額などの詳細については、市ホームページをご覧ください。か、下記までお問合せください。

**窓口** こども政策課(市役所1階)

**問合せ** こども政策課 TEL 232-9176

## 遺児養育手当

両親または父、母が死亡した児童(遺児)を養育している方に対して支給しています。

**期間** 未就学児から高等学校等を卒業する18歳の年度末まで

**対象者** 水戸市に1年以上居住し、対象期間の遺児を家庭で養育している方

支給額	遺児1人につき(月額)
父母が死亡	6,000円
父が死亡	3,500円
母が死亡	3,500円

**支給月** 毎年3月、9月

**持ち物** 遺児の戸籍謄本、在学証明書または学生証(高等学校等在学の場合)、通帳、印鑑

※状況により別途必要書類が発生する可能性があります。  
☆対象や支給額などの詳細については、市ホームページをご覧ください。か、下記までお問合せください。

**窓口** こども政策課(市役所1階)

**問合せ** こども政策課 TEL 232-9176

## ひとり親家庭医療福祉費支給制度(マル福)

健康保険に加入しているひとり親家庭の子どもとそのひとり親に対して、医療費の一部を助成しています。

(入院時の食事代や医療保険適用外分は助成の対象外です。また、所得制限があります。)

※医療機関窓口での自己負担金は、子ども医療福祉費支給制度 **P6** と同様です。

**対象者** 健康保険に加入していて、かつ水戸市に住民登録がある次の方

- ①ひとり親家庭の18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにあたる子どもとその親
  - ②精神・身体の障害により長期にわたって労働力を失っている方の配偶者と18歳年度末までの子ども
- ※障害児や高校在学者の場合は20歳年度末まで延長可。

**持ち物** ①健康保険証(親と子どもの氏名の記載があるもの)

②印鑑

③児童扶養手当を受給している方はその証書、または戸籍謄本(離婚した方は、離婚日記載のもの)、またはひとり親家庭の事実が確認できる証書等

④子どもと親及び扶養義務者(同世帯の祖父母等)の個人番号がわかる書類(マイナンバーカード等)  
※状況により、別途必要書類が発生する場合があります。

**窓口** 国保年金課(市役所1階22番窓口)

**問合せ** 国保年金課 TEL 232-9166

## 母子・父子・寡婦福祉貸付金

ひとり親家庭の方に、経済的自立の助成や子どもの福祉の増進を図るため「修学資金」など各種資金を、低利または無利子でお貸しします。貸付にあたっては、資金の必要性や返済について、審査があります。

**対象者** 死別または離婚などによりひとり親家庭となり、満20歳未満の子どもの扶養している方、またはかつてひとり親家庭の父または母だった方等

**窓口** こども政策課(市役所1階)

**問合せ** こども政策課 TEL 232-9176

## ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方が、就職活動や病気等の理由により、一時的に家事や育児などに関するサービスを受けたいときに要請に応じて家庭生活支援員を派遣します。

**対象者** 死別または離婚等によりひとり親家庭となり、満20歳未満の子どもの扶養している方。またはかつてひとり親家庭の父または母だった方

**窓口** 茨城県母子寡婦福祉連合会

**問合せ** 茨城県母子寡婦福祉連合会  
TEL 029-221-8497

## ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

就職に有利で、生活の安定に役立つと市が認めた資格を習得するために、養成機関で1年以上修学する場合に、給付金を支給します。

**対象者** 以下のいずれも満たすひとり親家庭の父または母  
①児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方  
②養成期間において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方  
③就業または育児と修業の両立が困難である方

**対象資格** ①看護師(准看護師を含む)②介護福祉士  
③保育士④理学療法士⑤作業療法士  
⑥歯科衛生士⑦美容師⑧社会福祉士  
⑨製菓衛生師⑩調理師  
⑪精神保健福祉士  
⑫言語聴覚士  
⑬その他、市長が必要と認める資格

**支給額** 住民税非課税世帯 月額100,000円  
(養成機関における最後の12月 140,000円)  
住民税課税世帯 月額 70,500円  
(養成機関における最後の12月 110,500円)

**窓口** こども政策課(市役所1階)

**問合せ** こども政策課 TEL 232-9176

